

株式等振替制度に係る手数料に関する規則の一部改正について

1 株式等振替制度に係る手数料に関する規則（平成 21 年 3 月 30 日通知）

（下線部分変更）

新				旧			
別表				別表			
株式等振替制度に係る手数料表				株式等振替制度に係る手数料表			
1. 機構加入者に対する手数料				1. 機構加入者に対する手数料			
手数料項目	区分	徴収対象者	徴収料率	手数料項目	区分	徴収対象者	徴収料率
(略)				(略)			
各種取次手数料				各種取次手数料			
各種取次に係る手数料	振替株式 振替新株予約権 付社債 振替新株予約権 振替投資口 振替優先出資	(1)～(7) (略)  (8) 振替新株予約権の新株予約権行使請求の取次ぎ  (9) (略)	取次ぎの請求 1 件につき 300 円  ただし、振替新株予約権の新株予約権行使請求の取次ぎにあっては、 <u>新株予約権行使により新規記録された振替株式 1 単元</u> （1 単元に満たない数は切り上げる。）につき 60 円を、振替新株予約権付社債の新株予約権行使請求の取次ぎにあっては、各社債の金額 1 円につき 0.00006 円を加算する。	各種取次に係る手数料	振替株式 振替新株予約権 付社債 振替新株予約権 振替投資口 振替優先出資	(1)～(7) (略)  (8) 振替新株予約権の新株予約権行使請求の取次ぎ  (9) (略)	取次ぎの請求 1 件につき 300 円  ただし、振替新株予約権の新株予約権行使請求の取次ぎにあっては、 <u>当該新株予約権の目的である振替株式 1 単元</u> （1 単元に満たない数は切り上げる。）につき 60 円を、振替新株予約権付社債の新株予約権行使請求の取次ぎにあっては、各社債の金額 1 円につき、0.00006 円を加算する。
(略)				(略)			
(注)1.～12. (略)				(注)1.～12. (略)			

新	旧
<p><u>13. 各種取次等手数料のうち、振替新株予約権の新株予約権行使請求の取次ぎに係る手数料については、機構が株主名簿管理人から新株予約権行使により生じた振替株式の新規記録通知を受けた日の属する月の分として計算する。</u></p> <p><u>14.</u> (略)</p> <p><u>15.</u> (略)</p>	<p>(新設)</p> <p><u>13.</u> (略)</p> <p><u>14.</u> (略)</p>

## 2 附則

この改正規定は、平成 21 年 12 月 30 日から施行する。

以 上